

津市消防本部消防業務実施規程

平成 1 8 年 1 月 1 日消防本部訓第 4 5 号

改正 平成 1 8 年 4 月 1 日消防本部訓第 5 9 号

平成 2 5 年 3 月 2 9 日消防本部訓第 2 号

令和 4 年 3 月 3 1 日消防本部訓第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）に基づき、火災防
御、警戒活動等の消防業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(消防隊の編成)

第 2 条 一の消防隊は、隊長 1 人、機関員 1 人、所要の隊員及び消防車 1 台を
もって編成する。

(火災出動区分)

第 3 条 火災出動区分及び判断基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 第 1 出動 火災の覚知と同時に所定の消防隊が出動する。
- (2) 第 2 出動 第 1 出動で対応が困難で津市消防本部警防規程（平成 2 5 年
消防本部訓第 1 号。以下「警防規程」という。）第 2 条第 5 号に規定する
現場最高指揮者（以下「現場最高指揮者」という。）又は津市消防通信規
程（平成 1 8 年津市消防本部訓第 5 2 号）第 2 条第 1 号に規定する指令セ
ンター（以下「指令センター」という。）が必要と認める火災
- (3) 第 3 出動 第 2 出動で対応が困難で副署長が必要と認める火災
- (4) 第 4 出動 第 3 出動で対応が困難で消防署長（以下「署長」という。）
が必要と認める火災

2 前項の出動区分における指揮体制は、警防規程第 2 3 条及び第 2 4 条に定
めるところによる。

(火災以外の災害出動の判断基準)

第 4 条 火災以外の災害（救急、救助事故を除く。以下「その他の災害」とい
う。）の出動の判断基準は、原則として次のとおりとする。

(1) 警戒

ア ガス漏れ 液化石油ガス等のガスの漏えいにより、爆発又は火災の危
険がある場合

イ 油漏れ 油等の危険物の漏えいにより、爆発又は火災の危険がある場合

ウ 風水害 異常な自然現象により、被害発生等の危険がある場合

エ その他 上記アからウまで以外の警戒出動

(2) その他 前号に該当しない出動（結果的に火災に至らなかったものを含む。）

（活動の原則）

第5条 消火及び警戒活動は、警防規程第32条の規定によるほか、災害の状況把握に努めるとともに、被害の拡大防止を主眼とし、災害の規模及び状況に応じて迅速かつ適切に活動するものとする。

（隊長等の責務）

第6条 隊長等は、警防規程第2条第4号に規定する警防活動（以下「警防活動」という。）の万全を期すために、常に自己研さんに努め、知識及び技術の向上を図るとともに、警防活動に当たっては、次の各号に掲げる隊長等の区分に応じ、当該各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 隊長

ア 現場到着までに自隊の活動方針を決定し、適切な使用水利、部署位置等を指示すること。

イ 人命救助を第一とし、財産保護に努めること。

ウ 活動中は、終始万全を期すとともに、機関員及び隊員（以下「隊員等」という。）を指揮監督すること。

エ 常に隊員等相互の連絡を保ち、現場最高指揮者等への報告を適切に行うこと。

オ 活動中は、隊員等の状況把握及び安全確保に努めるとともに、消防車の状況にも注意して、故障の防止に努めること。

カ 隊員等に、必要以上の財産損害を生じさせないよう必要な指示を行うこと。

キ 隊員等に、出火場所付近の現場保存に努めるよう必要な指示を行うこと。

ク 災害現場にいる他の隊と連携を保ち、隊員等に必要な指示を行うこと。

(2) 機関員

ア 消防車は、隊長の指示に基づき活動に最も適した位置に部署すること。

イ 水利部署に当たっては、隊長の指示に基づき吸水及び送水等に最も適

した位置に部署すること。

ウ 水利部署に当たっては、同一水利使用による送水量の不足に注意すること。

エ 機関の運転中は、その音調及び計器に注意し、機関の故障の防止に努めること。

オ 常に無線等連絡事項に注意し、状況の把握に努めること。

カ 災害の状況、放水体制等に適したポンプ運用を行うこと。

(3) 隊員

ア 放水中は、常に余裕ホースを確保すること。

イ 災害に応じ、有効適切な注水をし、放水による損害（以下「水損」という。）を最小限度に止めるよう努めること。

ウ 危険物火災、電気火災等の消火に当たっては、安易に注水をしないこと。

エ 災害現場と消防車の距離、状況等を考慮し、迅速かつ適切にホースを延長すること。

オ ホースの結合を確実に行之、漏水防止を図るとともに、屈折、ねん転等がないよう延長すること。

カ ホース延長に当たっては、事故防止に留意するとともに、延長時及び活動時に生ずるホースの損傷にも配意して行うこと。

キ はしご、とび口等を搬送若しくは活用する場合は、事故防止に留意するとともに、その性能を把握し、効果的に活用すること。

（先着隊の活動）

第7条 先着隊の災害現場における活動は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 人命救助、避難誘導の優先実施
- (2) 災害状況の早期把握及び速報の実施
- (3) 必要な消防力の判断及び増強すべき消防隊等の要請
- (4) 後着隊及び消防団等関係機関との連携確保の実施

（後着隊の活動）

第8条 後着隊の災害現場における活動においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 災害の推移状況による判断又は先着隊の指示及び要請に基づく部署の決定

- (2) 出動隊相互の連携の確保
 - (3) 水利の確保及び警戒区域の設定
 - (4) その他先着隊の支援
- (防御効果)

第9条 各級指揮者は防御担当面の状況等を把握し、的確な判断を下して防御効果をあげなければならない。

- 2 各級指揮者は、濃煙及び熱気の充満する現場においては、排煙、換気及び送風等の措置を講じ、防御効果を上げるよう努めるものとする。
- 3 各級指揮者は、災害の推移状況に伴い、注水部署が危険又は効果的でないと判断するときは、速やかに安全かつ防御効果のある場所へ移動し、部署するものとする。

(飛火警戒)

第10条 現場最高指揮者は、飛火警戒の必要があると認めるときは、出動隊のうちから飛火警戒を行う消防隊等を指定して、飛火警戒に当たらせるものとする。

- 2 飛火警戒を行う消防隊等は、警戒範囲内の住民に対して広報を実施し、飛火による二次火災の発生を防止するものとする。

(水損防止)

第11条 消防隊は、常に水損防止に留意した消火活動を心がけるとともに、火勢鎮圧の推移に伴い、筒先口径の変更、放水圧力の減少、注水の中断、中止等によって不必要な注水を避け、機を失せず水中ポンプ、防水シート等の機材を活用し、水損防止に努めるものとする。

(警戒区域)

第12条 警戒区域を設定する場合は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 警戒区域は、ロープ又は表示用テープ等で明示し設定すること。
- (2) 消防隊、付近の住民等に必要事項を周知すること。
- (3) 必要に応じ、消防団員又は警察官の協力を得ること。
- (4) 設定が完了したとき又は活動区域、危険箇所等の拡大により警戒区域を拡大する場合は、現場最高指揮者に報告すること。

(鎮圧、鎮火)

第13条 現場最高指揮者は、火災を鎮圧又は鎮火したときは、指令センターへ通知するとともに、必要に応じ出動部隊の規模を順次縮小するものとする。

(再出火の防止対策)

第 1 4 条 警防規程第 4 2 条第 2 項に規定する再出火の対策は、次に定めるとおりとする。

- (1) 現場最高指揮者は、残火その他の処理を適切に行い、当該対象物の関係者等に対して、監視、警戒等の協力を求め、再出火の防止等適切な措置を講じなければならない。
- (2) 残り火の確認は、目視及び触手によるものとし、特に焼け残りの壁、押し入れ及び天井裏については、重点的に行わなければならない。
- (3) 残火処理を行う箇所は、別表のとおりとする。
- (4) 現場最高指揮者は、再出火防止のため必要があると認めるときは、当該対象物の関係者等に対し、再出火防止に関する説示書（第 1 号様式）を交付しなければならない。

（活動報告）

第 1 5 条 災害に出動した場合は、次の各号に掲げる出動の区分に応じ、当該各号に定める報告書を速やかに署長に提出しなければならない。

- (1) 火災出動 火災出動報告書（第 2 号様式）
- (2) その他の災害出動 その他の災害出動報告書（第 3 号様式）

2 報告者は、前項各号に定める報告書のほか、必要に応じて資料、図面等を添付しなければならない。

3 報告者から要請のあった他の消防隊の隊長は、速やかに自隊の活動状況を記録し、報告者に提出しなければならない。

4 署長は、第 1 項の規定による報告書の提出があった場合において必要があると認めるときは、その内容を速やかに消防長に報告しなければならない。

（地理及び水利の調査）

第 1 6 条 署長は、水火災等の防御及び警戒活動を効果的に行うため、所属の職員に、管轄区域の地理及び水利に関する調査を行わせるものとする。

（委任）

第 1 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 4 月 1 日消防本部訓第 5 9 号）

この訓は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 9 日消防本部訓第 2 号）

この訓は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日消防本部訓第２号）
この訓は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第 14 条関係）

残 火 処 理 点 検 表

1 木 造

特に残り火が発生しやすい場所	点 検 要 領
屋根、小屋裏、天井裏、床下	点検口（押し入れの天井部分）等から内部を視認
家具類又は戸棚の裏	1 移動させて火気・煙の有無を視認 2 内部の収容物を視認
押し入れ、戸袋	1 収容物を引き出して内部を視認 2 小屋裏への燃え抜け状況を確認
厨房火気設備周囲の鉄板板張り 内装裏面、煙突の貫通部分	変色部分の表面温度を素手又は温度計で確認
瓦下地	焼け止まり個所を確認
畳の合わせ目	床板まで燃え抜けていないか確認
焼き堆積物	内部の火気を確認
柱、梁、合掌等のほぞ部分	1 視認及び表面温度を確認 2 通し柱に焼きがある場合は、小屋裏及び天井裏まで確認
布団、マット、繊維類等	深部に残った火気の有無を素手等で確認
強いふく射熱を受けた部分、風 下対象物の飛び火危険個所	変色部分の表面温度を素手又は温度計で確認

2 防 火 造

特に残り火が発生しやすい場所	点 検 要 領
モルタル壁等の二重壁内	変色したり強いふく射熱を受けたと予想される部分を素手 又は温度計で確認
その他木造に準ずる。	

3 耐 火 造

特に残り火が発生しやすい場所	点 検 要 領
ダクト、パイプスペース等の堅 穴部分	1 点検口から内部を視認 2 直上階への堅穴部分における埋め戻しの有無を視認 3 可燃物との接触部分を視認
ダクト、パイプ等の壁体及び床 貫通部分の仕舞材及び埋め戻し 個所	1 点検口から視認 2 変色部分の表面温度を素手又は温度計で確認
その他木造及び防火造に準ずる。	

第1号様式（第14条関係）

説 示 書

交 付 日 時	年 月 日 時 分頃				交付番号	
交 付 場 所	町 丁目 番 号					
受 領 者		受 領 者 区 分	所 有 者 ・ 管 理 者 占 有 者 ・ そ の 他	交 付 者	津市 消防署 (氏 名)	

キ リ ト リ 線

説 示 書

交付番号 ()

年 月 日

(氏 名) 様

津市（所属名）消防署長

消防隊の現場引揚げ後は、次のことについて特に配慮されるよう御協力をお願いします。

- 1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかしながら、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由による再出火等事故発生の危険がありますので、引き続き監視及び警戒を行ってください。
- 2 現場保全のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。
ただし、緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。
- 3 異常と思われる事象に気付かれたときは、速やかに次の消防署所又は119番へ通報してください。

通報先

津市	消防署（電話	局	番）
	分署・分遣所（電話	局	番）

年 月 日

火災出動報告書

報告者所属

階 級

氏 名

印

総合番号			署番号			管轄			地区別番号		
災害種別				通報者氏名				Tel			
発生場所											
出火日時	年 月 日 (曜日)				時 分頃		覚知方法				
覚知日時	年 月 日		時 分		指令日時	年 月 日		時 分		出動～現着	
出動日時	年 月 日		時 分		現着日時	年 月 日		時 分		覚知～鎮圧	
放水開始	年 月 日		時 分		鎮圧日時	年 月 日		時 分		覚知～鎮火	
鎮火日時	年 月 日		時 分		帰署日時	年 月 日		時 分		出動～帰署	
気象状況	天 気		風 向		風 速		気 温		湿 度		注 意 報 等
					m/s		℃		%		
火元責任者 ()	氏名				住所						
	職				生年月日			歳	Tel		
関係者 ()	氏名				住所						
	職				生年月日			歳	Tel		
出動体制(最終) 第 出動	出 動 状 況										
	消 防 職 員		消 防 団 員		警 察		そ の 他		合 計		
出動内訳	車両	台		台		台		台		台	
	放水	台		台		台		台		台	
	人員	人		人		人		人		人	
指揮体制 (経過)	現 着 時 間		指 揮 者 ・ 職 ・ 氏 名			現 着 時 間		指 揮 者 ・ 職 ・ 氏 名			
	1				3						
	2				4						
焼 損 状 況											
建 物 火 災	用 途	構 造	地上	地下	延 べ 面 積	焼 損 床 面 積	焼 損 表 面 積	焼 損 程 度	世 帯	人 員	
	火 元				m ²	m ²	m ²				
					m ²	m ²	m ²				
					m ²	m ²	m ²				
					m ²	m ²	m ²				
	合 計	棟 [全焼 / 半焼 / 部分焼 / ぼや]					焼損床面積合計		m ²		
その他											
建物火災以外											
被救助者	人		死 傷 者		死 者		人		負 傷 者		人
被救助者の確認状況	救助活動報告書への計上の有無				救急活動報告書への計上の有無						
出火原因の概要											
備考											

No.

[illegible]

現場引揚後の活動					
種別	車名	隊長 人員	出動時刻 帰署時刻	出動 ～ 帰署	確認の結果
					処置内容
特記事項					

年 月 日

その他の災害出動報告書

報告者所属

階 級

氏 名

印

総合番号			署番号			管轄			地区別番号		
災害種別				通報者氏名				Tel			
発生場所											
出火日時	年 月 日 (曜日) 時 分頃				覚知方法						
覚知日時	年 月 日		時 分		指令日時	年 月 日		時 分		出動～現着	
出動日時	年 月 日		時 分		現着日時	年 月 日		時 分		覚知～鎮圧	
作業開始日時	年 月 日		時 分		鎮圧日時	年 月 日		時 分		覚知～鎮火	
帰署日時	年 月 日		時 分		帰署日時	年 月 日		時 分		出動～帰署	
気象状況	天 気		風 向		風 速		気 温		湿 度		注 意 報 等
					m/s		℃		%		
関係者 ()	氏名				住所						
	職				生年月日			歳	Tel		
関係者 ()	氏名				住所						
	職				生年月日			歳	Tel		
出 動 状 況											
出動内訳		消 防 職 員	消 防 団 員	警 察	そ の 他	合 計					
	車両	台	台	台	台	台					
	放水	台	台	台	台	台					
	人員	人	人	人	人	人					
指揮体制 (経過)	現 着 時 間		指 揮 者 ・ 職 ・ 氏 名			現 着 時 間		指 揮 者 ・ 職 ・ 氏 名			
	1					3					
	2					4					
隊 別 の 活 動 状 況											
出動 区分	車名	隊長	出動時刻	現着時刻	帰署時刻	出動 ～帰署	活 動 概 要				
		人員									
災 害 の 概 要											
備 考											

(注) 災害種別には、警戒、非火災、その他を記入すること。

